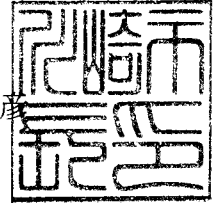


3川健精保第335号
令和4年3月7日

特定非営利活動法人
川崎市精神保健福祉家族会連合会 あやめ会
理事長 田草川 武 様

川崎市長 福田 紀彦



令和4年度に向けた要望書について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本市の精神保健福祉に対する御協力を賜り、感謝いたします。
さて、令和3年8月20日付けでいただきました標記要望書につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

（健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 担当）
電話 200-3608

I. 重点要望事項

1. 精神的不調を抱える人を医療に繋げるための在宅相談・支援の充実

【回答】

精神障害者を対象とした家庭訪問や家族への支援等につきましては、障害者相談支援センターや区役所地域みまもり支援センターを中心に、必要に応じて北部地域支援室、中部地域支援室及び南部地域支援室等の専門性を有した関係機関がチームとなり、連携を図りながら医療につなげる支援や危機介入を行ってまいります。また、総合リハビリテーション推進センターにおいては全市的なサービスの質の向上を図るため、連携調整、人材育成を進めてまいります。

あわせて、支援の際には相談者に寄り添うとともに、相談を継続する中での引き継ぎ等、切れ目のない支援についても引き続き取り組んでまいります。

加えて、支援機関に関する情報についても周知してまいります。

2. 訪問型医療・福祉・介護サービスの一体化と家族丸ごと支援体制の拡充

【回答】

これまでも医療、障害福祉、介護の分野がそれぞれの専門性を活かしながら訪問型の支援を提供してまいりました。また、従前より実施している精神保健福祉関係の研修におきましては、家族支援の視点を取り入れており、今後も引き続き支援者の育成を進めてまいります。

今後も、多岐にわたる各種サービスを有機的に提供できるよう、引き続き訪問型支援機関との連携強化を図ってまいります。

3. 当事者や家族が安心安全に滞在できるショートステイ施設の拡充

【回答】

精神障害のある方が緊急時に利用できるショートステイにつきましては、障害者支援施設「桜の風」に1床を確保しております。利用に際しましては、原則、利用予定日の3日前から当日にかけて緊急の事情で介護する方が不在となる場合に利用が可能になっております。

また、家族が一時的に滞在する場の提供につきましては、令和3年度から川崎市相談支援緊急一時支援事業において、ご家族の利用も可能としております。

4. 共同生活援助（グループホーム）事業に対する運営費補助金の再構築への是正措置

【回答】

市単独加算の見直しにつきましては、障害の重度化や高齢化への対応、地域移行の促進、行動障害への対応などニーズに沿った支援を提供するため、様々な加算の充実に努めてまいりました。

今後につきましては、事業所との意見交換、個々の施設の運営実態等を踏まえなが

ら、必要に応じた加算のあり方について検討してまいります。

II. その他の要望事項

1. コロナ禍の事業・活動への影響と特段の配慮

- ①精神障がい者の福祉サービス利用減少とフォローアップ
- ②障害福祉サービス施設の活動量減少による補助金減額や施設区分の格下げを行わないこと
- ③地域活動支援センター等におけるオンライン活動の実態把握と推進への支援
- ④就労していた精神障がい者のコロナ禍による解雇雇止めの実態把握及び対応指導

【回答】

精神障害をお持ちの方へのフォローアップにつきましては、これまでも区役所地域みまもり支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関が連携を図りながら家庭訪問等により支援を継続してまいりました。今後も、新型コロナウイルスの影響により福祉サービスが十分利用できなくなった方への支援を継続してまいります。

次に、地域活動支援センターの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症や災害などでは状況を調査したうえで、必要に応じて柔軟な対応を検討していく予定です。

次に、地域活動支援センターのオンライン活動につきましては対面での支援の一部を補完できるものと認識しておりますが、福祉サービスの特性上、利用者の状況を十分に把握できる対面でのサービス提供が基本と考えており、可能な限り市民サービスの提供を維持し、必要な業務を継続する方針としておりますので、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

また、就労している精神障害をお持ちの方の離職等の状況につきましては、国やハローワーク等の労働機関との情報収集に努めてまいります。

2. 精神医療に関する要望

(1) 精神障がい者を医療に繋げるための多様な精神医療の推進

- ①オープン・ダイアログの導入
- ②精神医療へのオンライン診断の導入促進
- ③精神医療におけるセカンドオピニオンの健康保健適用

【回答】

多様な精神疾患に即した効果的な治療やリハビリテーションの方法など重要性は認識しているところですが、主治医による治療方針や治療計画、また個々の医療機関の状況や法人の方針もございますので、適宜、多様な精神疾患等に対応できるよう地域精神医療の推進に向けて働きかけを行ってまいります。

セカンドオピニオンに関しましては、健康保険の適用がされる場合もあるようですが、国に対しての要望事項とするか、引き続き他都市とも情報共有を図ってまいります。

(2) 精神疾患と身体疾患を併発した場合の医療体制の充実

【回答】

地域で生活している精神障害の方の、精神科疾患以外の対応につきましては、精神科を有する総合病院において、一般科と精神科の連携により治療にあたっているところでございますが、受け入れ態勢のより一層の充実に向けて、引き続き関係団体及び医療機関等への働きかけを行ってまいります。また、身体科救急の緊急度・重症度の比較的低い方が身体科受診困難な傾向があることから、医師会と協力して身体科のかかりつけ医に対して精神疾患の対応力の向上を図るための研修等を引き続き行ってまいります。

(3) 精神科救急医療体制の充実

【回答】

精神科救急医療体制については、4 縣市協調にて整備を進めているところでございます。しかしながら、身近な地域で迅速かつ適切な精神科救急医療が受けられる体制は必要と認識しておりますので、引き続き精神科救急医療体制の充実に努めてまいります。

また、現行体制につきましては、4 縣市で関係団体協力のもと精神科救急窓口を設置し休日・夜間における情報提供を実施し、平日日中は各区地域みまもり支援センターが相談に応じることで、24 時間の情報提供体制を構築しているところでございますが、広報・周知につきましても、ふれあいなど各種広報物やホームページへの掲載など、引き続き周知に努めてまいります。

(4) 精神障がい者に対する定期健康診断受診の徹底指導

【回答】

精神科医療の受診者に対する定期健康診断や健康状態の管理につきましては、かかりつけ医療機関や各区地域みまもり支援センター、就労先の企業、通所先の施設等の様々な場面において定期健康診断や健康状態の管理の機会が提供されております。

また、川崎市国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者健康診査については、生活習慣病の早期発見、早期予防を目的としていることから、電話やハガキによる受診勧奨の実施や医療機関等におけるポスター掲示など、様々な手法を活用し、受診率の向上に取り組んでまいります。

あわせて、40 歳未満の川崎市国民健康保険被保険者に対しましては、35 歳～39 歳健康診査を実施してございまして、こちらについても受診勧奨や広報周知に努めてまいりたいと存じます。

(5) 自立支援医療（精神通院医療）の対象検査項目の適用緩和

【回答】

自立支援医療の対象となる医療は、国が定めた「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱」の第5の1にあるとおり、「医療費の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法」によるものとされておりますが、検査項目の保険適用の是非については、国内外における専門的な知見や客観的な研究データ等に基づき、国が判断すべきことと考えられますので、今後の国の動向等をみていく必要があると考えております。

3. 精神保健・福祉に関する要望

(1) 精神障がい者の就労意欲の喚起、就労支援、職場定着支援

【回答】

障害者の就労支援の推進に向けては、障害のある個々人の特性の把握と特性に合わせた企業とのマッチングを的確に行うことが、その後の職場定着に最も重要な点と考えております。本市では、障害特性の把握や就労意欲の喚起の場として、スポーツや文化的イベントにおける就労体験、市庁舎等を活用した就労体験ステップアップ事業、一般企業で行う職場実習事業を実施するなど、障害のある方の状況に応じた就労機会の増加に取り組んでいるほか、障害のある方と企業を結び付けるマッチング力の強化を目指して、就労援助センターを中心とした就労支援を実施しております。また、多様な雇用形態の開発につきましては、企業応援センターにおいて、週20時間未満の「短時間雇用」の実現に向けて、企業開拓を進めているところでございます。今後につきましても、関係機関と連携しながら更なる就労機会の増加や職場定着の推進に向けて努めてまいります。

(2) ピアサポーターの養成、活動領域の拡大及び社会参加の推進

① ピアサポート活動の拡充

② ピアサポーターの体調管理

【回答】

ピアサポーターの養成につきましては、精神障害者ピアサポーター養成・支援事業において研修を行うとともに、研修受講後もフォローアップ講座を実施し、ピアサポーターの活動を支援しております。

また、活動領域の拡大及び社会参加の推進につきましても、身近な仲間の相談や長期入院者の地域移行の場面等においてそれぞれの体験・経験を活かした活動を行っているほか、地域自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会においても、構成員として会議に参加していただき、活動の推進についても検討しております。

(3) 精神保健福祉の啓蒙・啓発活動及び「こころの病気」教育の推進

- ①小・中学校への出前教室等による学校教育での取り組み推進
- ②各分野の指導者・リーダーへの啓発・啓蒙活動の更なる推進
- ③民間機関・企業等に対する「障害者への合理的配慮」に関する啓発活動の促進
- ④公的建物・公共交通機関等の「合理的配慮」啓発ポスターの掲示

【回答】

精神保健福祉の啓発活動につきましては、ノーマライゼーションの概念を踏まえ、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が進み、障害者が安心して自立した地域生活を送れるよう、今後も普及啓発活動に取り組んでまいります。

また、学校への出前講座等による啓発活動につきましては、これまでも教職員の精神疾患に対する理解を深める機会として実施しており、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、合理的配慮につきましては、「川崎市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において、市職員が適切に対応するために必要な事項を定め、障害の種別ごとの特徴やサポートの方法、障害のある方へ対応する際の合理的配慮の具体例等を記載した「障害のある方へのサポートブック」を作成するとともに、市内事業者・市民等に対しては、啓発物の配布や本市ホームページ等による広報の取組を行い、理解の促進に努めているところでございます。

今後におきましても、様々な機会を捉えてこれらの周知に努めるとともに、障害者差別解消法の趣旨である、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を推進してまいります。

(4) 住居確保に向けた多様な支援の充実

- ①グループホーム等の増設
- ②公営住宅・民間住宅を利用する場合の支援の充実

【回答】

グループホームの整備目標につきましては、障害者総合支援法において障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化しており、全体の目標数を示しております。

「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」におきましては、過去の実績と今後の地域移行の推進を踏まえ、令和3年度から令和5年度まで毎年100名、3年間で合計300名のグループホームの定員増を図ることとしております。本市におきましては、障害のある方の地域での自立した住まいの場のひとつとして、グループホームの設置を積極的に推進してまいりますので、今後も新築・改修に係る補助や運営費の補助等、グループホームに対する支援を継続するとともに、整備を促進するための手法等についても検討してまいります。

公営住宅・民間住宅を利用する場合の支援の充実につきましては、地域自立支援協議会に地域移行・地域定着支援部会を設置し、長期入院中の精神障害者の退院を促進するために、居住支援協議会等の関係機関と連携し、居住資源の充実に向けた協議を進めております。川崎市居住支援協議会では、行政や不動産団体等が連携し、障害者や高齢者など住宅の確保に配慮を要する方々への民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るための取組を検討しており、住宅供給公社に設置した『すまいの相談窓口』において住まい探しに関する相談対応を行っているほか、不動産事業者や大家に向けた「住宅確保要配慮者居住支援ガイドブック 精神障害者の居住に関する事例集」を作成し、その中で精神障害の概要、具体的な支援の事例等について記載し精神障害に関する周知啓発を図ってまいりました。今後も、これまでの取組において構築した関係団体との協力体制を活用しながら地域の不動産事業者等の住居確保に対する理解を促進する取組を推進してまいります。

（５）当事者に関する経済負担等の軽減推進

①市独自の医療費軽減策等の推進

ア．精神障がい者に関する入院医療費の重度障害者医療費助成の対象化

イ．精神障害者保健福祉手帳２級所持者へ重度障害者医療費助成の適用拡大

ウ．ミライロＩＤの適用化

【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和４８年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、その後県が補助制度を見直し、政令指定都市に対する補助率を「３分の１」としたほか、６５歳以上の新規手帳取得者を対象外とするとともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けているところでございます。

本市といたしましては、対象者への影響を配慮し、これらの導入を見送っていますが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要がございます。

平成２５年１０月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳１級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院については、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところでございます。

また、身体障害者手帳１級・２級及び療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金１級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者においても同様の区分にあたる手帳１級の方を対象とした県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳２級所持者の方は助成対象とはしておりません。

今後につきましては、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。

また、ミライロＩＤにつきましては、川崎市バスが７月から、市が所管する公共施設の一部では９月以降、利用が可能となっております。

②国等への働きかけを要望する施策

ア. 自立支援医療費自己負担額への公的助成の拡大

イ. 自立支援医療（精神通院医療）に関する更新手続きの廃止あるいは更新期間延長

ウ. 診断書を要する諸手続きにおける診断書の流用、作成費の無料化あるいは助成

エ. 精神障がい者に対するＪＲ、私鉄及び有料道路等の料金割引

オ. 無年金障害者を救済するために、国民年金加入時期・継続期間等の申請要件の緩和及び特別障害給付金の支給範囲の拡大

カ. 障害基礎年金額の改善

キ. 諸手続きの簡易化並びにオンライン化の推進

【回答】

自立支援医療費の自己負担額については、低所得者の負担が過大とならないよう、所得に応じた上限月額を設定しております。また、一定所得以上の世帯に属する高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）は、経過的特例措置の延長により、自立支援医療の対象とされていますが、継続的に相当額の負担が生じることから、特例措置ではなく恒久的な負担軽減策を講ずるよう、大都市精神保健福祉主管課長会議を通じて国に対して要望しているところでございます。

自立支援医療（精神通院医療）の更新期間の延長につきましては、精神障害者保健福祉手帳との整合性を図り有効期間を２年間とするよう、また診断書料につきましては、他の自立支援医療制度との制度格差是正を目指し、大都市精神保健福祉主管課長会議を通じて国に対して要望しているところでございます。

診断書書式の同一化と流用につきましては、精神障害者保健福祉手帳の交付申請と併せて自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請を行う場合は、手帳用の診断書を用いることができます。

次に、精神障害者に対するＪＲ等の運賃割引制度につきましては、本市といたしましても、大都市精神保健福祉主管課長会議を通し、国やＪＲ等に対して要望を行なっているところでございまして、引き続き動向を見守ってまいりたいと存じます。

次に、障害年金の申請要件につきましては、当時国民年金の任意加入対象であった学生等を対象として、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方への福祉的措置として、平成１７年より特別障害給付金制度が創設される等の救済策が講じられているところですが、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」附則並びに附帯決議に基づき、制度的無年金者に対する救済を早急に検討するよう、他の政令指定都市とともに国に要望しているところでございます。

年金額につきましては、公的年金の維持を目的とした現役世代の負担緩和のため、支給額の調整が行われているところですが、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の

改善につきましても、同様に国に要望を行っているところでございます。

次に、諸手続の簡易化については、例えば自立支援医療の申請に際してマイナンバーを確認させていただくことで、所得や収入に関する証明書類の添付を省略することができます。オンライン化につきましては、今後の国や他都市の動向等に注視してまいります。

(6) 福祉サービス施設における精神障害専門職配置の充実

【回答】

専門職の配置につきましては、精神障害のある方の増加や多様化するニーズに対応するため、より専門的かつ丁寧な地域支援の強化が必要であるとの認識に基づき、平成31年度から各区役所高齢・障害課内に精神保健係を設置し、体制を強化してまいりました。また、令和3年4月には南部地域支援室に在宅支援室の機能を付加し、3か所の地域支援室に再編するとともに、保健医療福祉に関する全市的な連携拠点として総合リハビリテーション推進センターを整備してまいりました。

あわせて、障害者相談支援センター等の相談機関における専門職の確保につきましては、総合リハビリテーション推進センター及び3か所の地域支援室における人材育成の取組みを進めながら、平成29年度に実施した障害者相談支援体制の検証結果や、障害福祉サービスの利用支援のあり方の見直しなどの状況を踏まえ、今後も相談支援体制の充実に努めてまいります。

(7) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援の促進

【回答】

精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着支援につきましては、地域自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、精神科病院ソーシャルワーカーや相談支援事業所、ピアスタッフ、その他関係機関との連携強化を図りながら必要な支援や取組について協議しており、今後も引き続き事業の推進を図ってまいります。

また、成果や家族の役割等につきましては、地域自立支援協議会において整理するとともに、公開の会議である精神保健福祉審議会において報告してまいります。

(8) 福祉活動のオンライン化の普及促進

【回答】

福祉活動のオンライン化につきましては、各事業所の運営において、オンラインでの面会やミーティングの開催等を実施していると伺っておりますので、今後も実施状況の把握に努めてまいります。

4. あやめ会および家族会の活動等に関する要望

(1) 家族会活動への支援の継続・拡充

【回答】

家族会活動につきましては、これまでも各区の家族会と区役所精神保健係が連携を図りながら、例会での情報提供、運営の支援など、各区の状況に応じた協力を行ってまいりました。

今後も、家族会が主催する公開講座や交流研修会等につきましては、企画内容に関する助言、本市職員の講師派遣等、引き続き協力してまいります。

また、家族相談を実施する中で御家族が感じる不安や戸惑いに寄り添いながら、家族を支える社会資源の一つとして今後も家族会の紹介を行ってまいります。

(2) あやめ会活動への支援の継続

①あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託の継続

②あやめ会運営の福祉施設への補助金等の継続と増額

【回答】

地域精神保健福祉対策促進事業につきましては、電話及び面接による心の健康相談事業、精神疾患に伴うひきこもり対策としての訪問活動事業等は当事者及び家族にとって地域生活を送るための社会資源の一つであり、その意義や成果について認識しております。

地域活動支援センター運営事業におきましては、平成27年度に運営事業補助金交付要綱の見直しを行い、家賃等賃借料補助金について各施設類型の基準額の差を少なくし、地域活動支援センターが安定的な運営を行えるよう整備したところです。

また、地域活動支援センターの障害特性に応じた柔軟な運営ができるよう、通所が困難な利用者を対象として、個別支援計画に位置付けた利用者への訪問支援であれば、補助金算定の根拠となる実利用人数に加えることを認めております。

さらに、運営費等補助金の他に、就労支援を積極的に取り組んだ実績や、支援体制の充実に取り組んでいることを評価し、各加算制度を設けております。

今後につきましても、地域活動支援センターの補助金のあり方については、各運営法人および各障害者団体からの御意見を伺いながら、事業を実施してまいりたいと考えております。

地域活動支援センターの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症や災害などでは状況を調査したうえで、必要に応じて柔軟な対応を検討していく予定です。

次に、障害者、高齢者及び母子福祉の増進といった一定の政策目的のために必要な場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約ができるとされており、障害者支援施設や母子父子福祉団等で生産される物品の買入れ・役務の提供を受ける契約が対象となります。

また、障害者の雇用確保及び就労拡大を図るため、毎年「障害者優先調達推進方針」を策定し、障害者就労施設等から物品又は役務を優先的に調達することを定めており、

各局においてはこの主旨を踏まえ、積極的な調達に努めることとしています。

精神障がい者に対する障害支援区分の認定調査につきましても、他の障がい者の方と同様に国が定めた80項目の認定調査項目に基づき調査を行うこととなっております。

本市においても国の調査項目に基づき調査を行っているところでございます。今後につきましては、事業所との意見交換や事業の検証等を通じて、精神障がい者の認定調査のあり方について必要に応じて国に対し、要望を検討してまいります。

市単独加算の見直しにつきましては、障害の重度化や高齢化への対応、地域移行の促進、行動障害への対応などニーズに沿った支援を提供するため、様々な加算の充実を図ってきたところでございます。

今後につきましては、事業所との意見交換、個々の施設の運営実態等を踏まえながら、必要に応じた加算のあり方について検討してまいります。